新型インフルエンザ対応マニュアル (第一版)

平成21年8月31日 大阪府教育委員会

はじめに

アジア地域を中心に高病原性の鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が懸念される中、平成21年4月28日、世界保健機関(WHO)が新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ4(人から人への感染が小集団で発生)に引き上げたことを受けて、厚生労働省が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という)」で規定する新型インフルエンザが発生したと発表した。

その後、WHOはこの新型インフルエンザに関するフェーズを段階的に引き上げ、6月12日には、世界的なまん延状況を示す「フェーズ6」を宣言した。

国内においては、5月8日、成田空港検疫所において、カナダへの短期留学から帰国した府立 高校生が新型インフルエンザに感染していることがわかり、新型インフルエンザ患者4名に治療 及び隔離措置が、同行の32名にも濃厚接触者として7日間の健康観察及び停留措置がとられた。

また、5月17日には、神戸市内の高校生の感染に続き、府内においても高校生の感染が確認され、以降7月23日までに、府内の学校園に通う757名の児童生徒等が発症した。

大阪府教育委員会では、感染拡大防止を目的に、5月17日より、「患者となった児童生徒等の住所地または学校園の所在地である市町村」を単位として、学校園の臨時休業を要請し、翌18日からは、府内の全中学校、高等学校での7日間の臨時休業を実施した。

この間、府教育委員会では、関係部局や文部科学省、厚生労働省等と連携し、必要な対応に努めてきたところであるが、前例のない状況下での対応であったことから、学校園においては対応に難 渋することもあった。

府内学校園においても、6月22日から第二波とも呼ばれている発症があり、国内においても 8月10日からの1週間で約11万人がインフルエンザ (A/H1N1)により全国の医療機関を受診 したと推定されており、秋以降に予想される大規模な流行や強毒型インフルエンザ発生に備え、課 題と方向性をまとめた。

本マニュアルは、このまとめをもとに、国の「基本的対処方針」、文部科学省の通知、事務連絡等や厚生労働省の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」 (以下、「運用指針」という)を踏まえ、府内の学校園に通う児童生徒等の安全と健康を守り、関係機関が必要な情報を共有して、新型インフルエンザ発生時の感染拡大を最小限に抑えることを目的に策定したものである。

なお、本マニュアルは今後も状況の変化を踏まえ適宜修正していくこととする。

目 次

1	奉 本	的な考え力	
	2	マニュアルについて 新型インフルエンザの発生段階 新型インフルエンザの関係法令上の位置づけ 新型インフルエンザの特性とその対応	1 1 1 2
${\rm I\hspace{1em}I}$	学校	における対応	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	危機管理体制の構築と関係機関との連携 出席停止 臨時休業 児童生徒等、教職員の健康管理 情報の集約と伝達 臨時休業中の生徒指導 臨時休業中の学習指導、進路指導 定期考査、進級卒業判定 学校再開後の留意事項 入学者選抜 学校行事、部活動 学校給食 風評被害防止と人権上の配慮 教職員の服務	3 5 8 10 11 12 12 13 13 14 15 15
${ m I\hspace{1em}I}$	府教	でである。	
	1 2 3	府教育委員会新型インフルエンザ対策本部 関係機関との連携	16 16 18 19
参考	<u> </u>		
	府内	の保健所	20
報告	様式	• 参考様式一覧	21

I 基本的な考え方

1 マニュアルについて

本マニュアルは、府教育委員会とその関係施設、市町村教育委員会とその関係施設、及び府内の各学校園が、新型インフルエンザの特性(毒性・感染力等)や発生段階に応じて、適切な対策を講ずることができるように、想定される項目を示し、解説する。

感染症対策については府域の自治体が一体となった取組みが不可欠であることから、府立学校 及びその関係施設に対して、本マニュアル(II学校における対応)に基づき対応できるよう示し、 府内の市町村立学校園においても、これをもとに、実情に応じた適切な対応を行うよう求めることとする。

特に、臨時休業の基準等については、感染の拡大を防止する観点から統一した対応を求めるものである。

また、今後、「大阪府新型インフルエンザ対策行動計画」が改定された場合、同行動計画との 整合性を図るため、本マニュアルを改訂することとする。

2 新型インフルエンザの発生段階

発生段階は、国が定める「新型インフルエンザ対策行動計画」のとおりとする。

発生段階	状態		
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
第二段階 (国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態		
第三段階 (感染拡大期、まん延期、回復期)	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった 事例が生じた状態		
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

本マニュアルでは、各項目の中で、必要に応じて、発生段階や毒性別の対応を定めている。

3 新型インフルエンザの関係法令上の位置づけ

- 感染症法では二類に準じた対応をするものとされており、季節性は五類に分類されている。
- 学校保健安全法施行規則では第一種感染症、季節性は第二種感染症と位置づけられている。 新型の出席停止期間が「治癒するまで」であるのに対して、季節性は「解熱後2日を経過する まで」となっている。

4 新型インフルエンザの特性とその対応

本マニュアルでは、強毒型と弱毒型への対応を基本に記述しているが、対策に影響を与える要素である毒性や感染力、感染拡大の状況、感染者の属性等を総合的に判断し、適切な対策を柔軟に講じることとする。

また、新たな新型インフルエンザ発生時にはウイルスの毒性等の知見が明らかになるまでに、 一定の時間を要することから、発生が確認された初期の段階では最も厳重な対策を実施し、その 後状況に応じて対策を緩和するなど、柔軟な対応を行う。

項目	未発生 強毒型 (H5N1など)	弱毒型 (A/H1N1)			
発病	急激	急激			
症状(典型例)	症状が多臓器に及ぶ高病原性の 場合 未確定(発生後に確定)	【A/H1N1の場合】 症状が呼吸器など一部にとどまる場合 38℃以上の発熱 鼻汁・鼻閉、咽頭痛、咳等の急性呼吸 器症状			
潜伏期間	未確定(発生後に確定)	【A/H1N1の場合】 2~4日(最長7日)			
感染力	未確定	【A/H1N1の場合】 強い 基本再生産数(*) 日本 2. 0から2. 6 大阪(中高校) 4. 09 発症の前日から感染させる可能性			
感染経路	飛沫感染•接触感染	飛沫感染•接触感染			
致死率	未確定(発生後に確定) スペイン・インフルエンザ:約2%	【A/H1N1の場合】 約0.5% (季節性0.1%以下) アジア・インフルエンザ:約0.5%			

表中の「弱毒型」は今回の新型インフルエンザ(A/(H1N1)を想定している。

* 〔基本再生産数〕 1人の患者が何人の健康な人に感染させるかの指標。 季節性インフルエンザでは、1.1から1.4。

毒性別に記載する場合は、強毒型:<mark>強</mark>、 弱毒型:<mark>弱</mark>、 共通:<mark>共通</mark> と記号で示す

Ⅱ、学校における対応

1 危機管理体制の構築と関係機関との連携 <mark>共通</mark>

(1) 各学校における新型インフルエンザ対応への体制整備

府立学校では、次の設置例を参考に、校内に対策委員会を設置するなど、海外発生期から新型インフルエンザに対する校内体制を整備し、適切な対応を行う。また、市町村立学校園(政令指定都市を除く)(以下「市町村立学校園」という。)においても、これに準じた対応をとるよう設置者に求める。

【〇〇学校新型インフルエンザ対策委員会の設置と開催】

① 対策委員会メンバー (例) 第一次メンバー~第三次メンバー

I:校長、准校長、教頭、事務(部)長、首席

Ⅱ:保健主事、養護教諭、部主事、学年主任、各分掌主任、人権教育主担者

Ⅲ:学校医、産業医、学校薬剤師、保護者代表等

- ・ 学校の管理運営体制のもと、保健主事、養護教諭が学校保健上の諸課題に関する実務担当者として、柔軟かつ機動的に対応する
- 委員の役割分担を明確にし、保健所等関係機関との連携を強化する
- ・府教育委員会の通知や報告事項について、校内での情報共有を徹底する

② 対応すべき主な事項

【第一段階(海外発生期)】海外で新型インフルエンザが発生したことを受けて

- ・基礎疾患がある児童生徒等について情報を共有し、病状確認、健康相談を行う
- ・新たな新型インフルエンザが発生した場合、症状や対応などの情報収集を行う
- 校内での情報の共有・連携に努める
- ・保健所等関係機関、学校医、産業医、学校薬剤師との連携に努める
- ・児童生徒等、教職員、府教育委員会等関係機関との連絡体制の確認を行う
- 新型インフルエンザの予防対策などの理解、啓発を行う
- 児童生徒等、教職員の渡航予定の把握、帰国後の健康観察を行う
- ・マスク、消毒薬、石鹸等を計画的に備蓄する

【第二段階(国内発生早期)】国内で新型インフルエンザが発生したことを受けて

- 基礎疾患がある児童生徒等の病状確認、健康相談を行う
- ・ 欠席者の理由の把握を徹底し、 出席者の健康観察を強化する
- インフルエンザ患者の早期把握を行い、情報の集約方法を確認する
- 保健室来室者(有症状者)の1週間以内の渡航歴を確認する
- 校内で患者が発生した場合の対応について周知する
- ・臨時休業が必要となった場合の対応について確認しておく

【第三段階】校内でインフルエンザ様症状がある者が確認されたことを受けて

- 基礎疾患がある児童生徒等の病状を確認し、感染予防対策を講じる
- 欠席連絡時のインフルエンザ様症状の有無の聞き取りを行い集約する
- ・朝礼(SHR)で健康観察を行い、情報を集約する
- ・学級休業の実施時・再開時の対応について検討する

- 学校行事予定の実施内容の変更や延期について検討する
- 部活動等で患者が発生した場合の対応について検討する
- 宿泊行事中に患者が発生した場合の対応について検討する

【第四段階(小康期)】

- ・再流行に備える
- ・対応の評価と課題の整理をする

(2) 関係機関との連携

校長は、平常時から、近隣の学校園との間で児童生徒等、教職員の健康に関する情報(インフルエンザ様症状の有無等)の共有に努めるとともに、学校を所管する保健所や近隣医療機関等の関係機関との連携を図る。

連携に際しては、学校協議会等を通じた地域との連携をはじめ、関係機関職員等を招聘し、 新型インフルエンザ対策をテーマとした「学校保健委員会」(*)を開催するなど、危機事象の発 生時に地域関係団体及び保護者や近隣の学校園関係者とも共通認識が持てるよう配慮した取組 みを進める必要がある。

*〔学校保健委員会〕

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。 学校保健委員会の開催により、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校 保健活動を展開できる。

2 出席停止

(1) 出席停止の基準

項目	未発生 強毒型 (H5N1など)	弱毒型 (A/H1N1)			
患者本人	治癒するまで出席停止。 (疑い段階の出席停止も可能) 治癒の定義は未確定 治癒は医師の登校園許可証に より確認する。	治癒するまで出席停止。 (疑い段階の出席停止も可能) 治癒:発症した日の翌日から7日を経過するまで又は解熱した日の翌々日までを基本とするが、インフルエンザによる咳やその他の症状が続いている場合は、発症した日の翌日から7日を経過するまでは、自宅療養とする。			
濃厚接触者	患者の同居家族である児童生 徒等は出席停止。 学校等での患者との濃厚接触 者についても、出席停止。	患者の同居家族である児童生徒等は、原則として発症した日の翌日から7日間の自宅待機について協力を依頼し、出席停止とする。 ただし、定期考査や公式試合等においては、インフルエンザ様症状がないことを確認した上で、別室受験等個別に配慮するものとする。			
患者発生国 への 海外渡航者	検疫法による隔離停留者や自宅待機要請者は、出席停止。	帰国後7日間は、健康観察を実施し、インフルエンザ様症状がある場合は医療機関を受診するよう指導する。			
基礎疾患がある者	当該児童生徒等の病状、居住地域や学校での流行状況等に応じて、感染のおそれがある場合、出席停止が可能。	当該児童生徒等の病状、居住地域や学校での流行状況等に応じて、感染のおそれがある場合、出席停止が可能。			

- ◇ 根拠法令:学校保健安全法 第19条 学校保健安全法施行規則 第19条
- ◇ 新型インフルエンザウイルスの毒性が変化した場合は、基準の変更について検討する。

(2) 出席停止の実施 学校保健安全法第19条 学校保健安全法施行令第6条

校長は、出席停止の実施にあたり、保護者及び児童生徒等に対して、理由と期間を説明すると ともに、出席停止中の連絡体制、健康管理、学習、生活等について指導する。

① 患者本人の出席停止 共通

学校は、出席停止中の児童生徒等の病状を毎日把握し、治療を見守る体制を整える。 基礎疾患がある児童生徒等(*)が発症した場合や重症例等を確認した場合には、健康状態の詳細な把握に努める。

* 〔基礎疾患を有する者等〕 (「運用指針」より)

新型インフルエンザにり患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。 通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見に より、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して 医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

② 濃厚接触者の出席停止 共通

出席停止中の児童生徒等の健康状態について毎日把握するとともに、発症した場合には、 ①の対応をとる。

弱毒型において、濃厚接触者が定期考査を受験する場合、症状がないことを確認した上で、 別室受験させる。また、部活動等の公式試合などへの参加については、症状がないことを確 認の上、主催者が許可した場合は参加可能とする。

③ 海外渡航者の出席停止 共通

感染が確認されている国及び地域から帰国した児童生徒等に対して学校がとるべき対応は、次のとおりとする。

ア第一段階(海外発生期)

- 検疫法による隔離停留者や自宅待機要請者を除く患者発生国から帰国した児童生徒等に対しては、出席停止の措置をとらない。
- 帰国後7日を経過する日まで、当該児童生徒等の健康状態の観察を実施する。
- 帰国後7日以内にインフルエンザ様症状(*)が現れた場合は登校しないよう、本人及び 保護者に周知徹底するとともに、「発熱相談センター」に連絡の上「発熱外来」を受診す るよう指導する。
 - * 〔インフルエンザ様症状〕

38. 0度以上の熱 及び急性呼吸器症状

急性呼吸器症状: 少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合 鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳

〈参考〉 検疫体制(平成21年5月に、空港等において行われた水際対策)

感染が確認されている国及び地域からの入国者

新型インフルエンザ蔓延国からの入国者

機内検疫を実施。

《有 症 者》→指定医療機関で治療及び隔離措置 《濃厚接触者》→ 一定期間の健康観察及び停留措置 《上記以外》→ 保健所による7日間の健康監視 * 保健所が、定期的に電話で体調を確認

海外からの入国者

一般検疫を実施。

サーモグラフィー検査を 行うとともに、体調不良者 は申し出るよう呼びかけ を実施。

イ第二段階(国内発生早期)以降

- ・ 第二段階(国内発生早期)において検疫体制が第一段階(海外発生期)と同様に行われている場合は、アと同様の対応とする。
- ・ 検疫体制解除後は、患者発生国からの帰国者で帰国後 7 日以内に症状が出た場合は、直ちに、「発熱相談センター」に連絡の上「発熱外来」を受診するよう本人及び保護者に周知徹底する。
- 第二段階(国内発生早期)以降、帰国後7日間は保護者又は本人に、健康観察の実施を 依頼し、インフルエンザ様症状がある場合には出席停止とする。

④ 基礎疾患がある児童生徒等の出席停止(発症していない場合) 共通

感染のおそれがある場合の出席停止は法的に可能であることから、学校は、校内や居住 地域での流行時における感染予防のための対応について、出席停止も含め、平常時から保護者 との間で共通認識を形成しておく必要がある。

(3) 出席停止の届け出 共通

- 府立学校において出席停止を行った場合は、報告様式により保健体育課に報告する。また、 入院例については、報告様式により全例速やかに府教育委員会保健体育課に報告する。市町 村立学校においては、市町村教育委員会担当課へ報告する。
- 強毒型の対応を行う場合、学校は、新型インフルエンザ確定者(PCR検査陽性)及び疑い者(簡易検査陽性)、濃厚接触者、患者発生国への海外渡航者及び基礎疾患がある者(発症していない場合)について、確認後速やかに報告する。
- 弱毒型で第三段階において、全数にPCR検査が行われない体制にあっては、インフルエン ザ患者(新型か季節性かに関わらず、医療機関においてインフルエンザと診断された児童生 徒等)について、報告様式により報告する。

報告様式1 インフルエンザ患者発生週報

報告様式2 インフルエンザによる入院患者の発生

3 臨時休業

(1) 臨時休業の基準

項目	未発生 強毒型 (H5N1など)	弱毒型 (A/H1N1)			
学級の臨時休業		設置者は、当該学級において、インフルエンザにり患した児童生徒等が、およそ5人(在籍者数の約10%から15%)に達したときを一応の基準として、4日間程度の学級休業を実施。ただし、支援学校、支援学級、小学校低学年、幼稚園等においては、状況に応じて、患者発生を確認した段階で学級休業を検討する。			
学年の臨時休業		設置者は、当該学年において、学級 を超えて広範な感染が認められる場 合、4日間程度の学年休業を実施。			
学校の臨時休業	府教育委員会は、大阪府新型インフルエンザ対策本部会議の要請により、府立学校の全部又は一部を臨時休業とするとともに、政令市を除く市町村教育委員会にその旨通知する。	設置者は、当該学校において、学年を超えて広範な感染が認められる場合、4日間程度の学校休業を実施。			

- ◇ 根拠法令:学校保健安全法第20条
- ◇ 「インフルエンザにり患した児童生徒等」とは、新型か季節性かに関わらず、医療機関においてインフルエンザと診断された児童生徒等をいう。
- ◇ 弱毒型において、臨時休業を実施するにあたって、地域の患者発生状況や患者の病状を踏まえ、 校長(准校長)は、学校医及び保健所の指導助言を得ること。
- ◇ 強毒型の臨時休業については、学校休業のみとする。
- ◇ 政令指定都市は、大阪府新型インフルエンザ対策本部会議から直接の要請を受け、対応することから、強毒型において通知の対象からは外れることとなる。

(2) 臨時休業の実施

① 強毒型発生時 強

強毒型の新型インフルエンザ発生時は、数か月間の府内全域における臨時休業も想定されるため、国、近畿圏及び府の動向、患者発生の動向と新型インフルエンザの毒性、感染力、致死率等から、弾力的な対応を実施する。

また、社会教育施設、社会体育施設、文化施設についても学校園と同様の対応を基本とする。

なお、市町村が独自に当該市町村立学校園の臨時休業を実施した場合、府立学校長、准校 長は、府教育委員会が別途行う指示に従い当該学校の臨時休業を行う。

② 弱毒型発生時 弱

ア 発生段階や医療体制に応じた基準の運用

【第二段階(国内発生早期)】

PCR法などによる確定診断を全数に実施している状況では、ウイルスの特性について未知の部分も多いことから、府対策本部の要請により、府全域や市区町村単位での臨時休業を実施することもある。

医学的知見がある程度確認された後は、設置者の判断で、当該学級において、インフルエンザにり患した児童生徒等が、およそ5人(在籍者数の約10%から15%)に達したときを一応の基準として、4日間程度の学級休業を実施する。

ただし、支援学校、支援学級、小学校低学年、幼稚園等においては、状況に応じて、 患者発生を確認した段階で学級休業を検討する。

【第三段階】

当該学級において、インフルエンザにり患した児童生徒等が、およそ5人(在籍者数の10%から15%)に達したときを一応の基準として、4日間程度の学級休業を実施する。

ただし、支援学校、支援学級、小学校低学年、幼稚園等においては、状況に応じて、 患者発生を確認した段階で学級休業を検討する。

イ 支援学校、支援学級等配慮を要する集団での基準の運用

支援学校等は、その特性に応じて、柔軟に対応する。

その際、学校所在地の近隣小中学校等での発生状況、通学バスの利用状況も考慮し、 患者発生を確認した段階で学級休業等を検討する。

ウ 長期休業期間中における臨時休業基準の準用

長期休業期間中の部活動や補習・講習等の集団において患者が発生した場合も、臨時 休業の基準を準用して当該集団の活動を停止し、自宅待機とする。

ただし、部活動等の公式試合などへの参加については、症状がないことを確認の上、 主催者が許可した場合は参加可能とする。

③ 保護者及び児童生徒等への通知について 共通

校長は、臨時休業を実施するにあたって、保護者及び児童生徒等に対して、目的と期間、 休業中の連絡体制、健康管理、学習、生活等の留意事項について、迅速かつ確実に通知する。

なお、弱毒型による臨時休業にあって、児童生徒等の下校後に、翌日からの臨時休業を決定した場合、休業開始当日、登校後にホームルーム等において、健康観察を実施した後、臨時休業実施に関する通知をすることも可とする。その際、休業中の学習指導、生徒指導につ

いても十分指導する。

(3) 臨時休業の届け出 共通

府立学校において、臨時休業を決定した場合、校長、准校長は、大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則等の定めるところにより、府教育委員会保健体育課保健・給食グループ及び高等学校課学事グループ又は支援教育課支援学校グループに報告しなければならない。

また、別途、報告様式により、保健体育課保健・給食グループ及び学校所管保健所(根拠法令: 学校保健安全法第18条、学校保健安全法施行令第5条)に報告する。

市町村立学校においては、市町村教育委員会の定めるところにより、市町村教育委員会担当課へ報告する。

長期休業中に集団感染があり、活動を停止した集団についても、臨時休業の報告様式にて報告する。

報告様式3 インフルエンザによる臨時休業について

4 児童生徒等、教職員の健康管理

(1) 個人の感染防止策の徹底

流行時には、不要不急の外出を避け、咳エチケット(*)、手洗い・うがいを励行するなど、 新型インフルエンザの予防に努めるよう指導する。

共通

また、混雑した電車内など、人との距離が確保できない閉鎖された空間では、飛沫感染を予防するために不織布マスクの着用を奨励する。

なお、患者の飛沫等が付着したおそれのあるところは、接触感染を予防するため、アルコール清拭により消毒する。

* 〔咳エチケット〕

咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケット。

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、できる限り1~2メートル以上離れる。
- ティッシュなどがない場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。(前腕部は他の場所に触れることが少なく、接触感染の機会を低減することができる。)
- 鼻汁、痰などを含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをしたときは、手などを直ちに洗う。
- 咳をしている時は、マスクを着用する。

(2)日常の健康観察及び保健指導 <mark>共通</mark>

学校においては、日常の健康観察を実施し、欠席状況の把握、インフルエンザ様症状がある児 章生徒等、教職員の早期把握に努める。

強毒型または弱毒型における第一段階(海外発生期)、第二段階(国内発生早期)において、「発 熱相談センター」が開設されている場合では、インフルエンザ様症状がある児童生徒等は、あら かじめ「発熱相談センター」へ電話をした後に、「発熱外来」を受診するよう、保護者及び児童生徒等に周知する。

また、医師に新型インフルエンザ(疑いを含む)と診断された場合は、速やかに学校に連絡するとともに、症状がなくなり医師に治癒と診断されるまで治療に専念するよう指導する。

(3) 基礎疾患がある児童生徒等の健康管理 共通

基礎疾患がある児童生徒等については、平常時から健康管理と病状の把握に努め、ワクチン接種や予防内服等の感染予防対策について主治医との連携を強化しておく。

また、保護者との面談や学校医による健康相談等を実施し、当該児童生徒等の病状、居住地域や学校での流行状況等に応じて、感染のおそれがある場合、出席停止が可能であることについて 周知する。

(4) クラスターサーベイランスへの協力 弱

弱毒型、第三段階等で、クラスターサーベイランスを実施している時期では、府立学校長、准校長(市町村立学校においては設置者の定めるところにより)は、学校において7日以内に2人以上のインフルエンザ患者(疑い例を含む/教職員を含む)の発生を把握した場合、速やかに学校所管保健所へ報告する。(FAX送付後、電話連絡)

その後、校長は、所定の様式に保健所への報告・協議内容を追記し、府立学校においては府教育委員会保健体育課へ、市町村立学校においては市町村教育委員会担当課へ報告する。

報告様式4 クラスターサーベイランス報告

(5) 患者発生時の健康観察 共通

校長は、学校においてインフルエンザ患者が発生した場合には、発症前日からの感染が考えられることから、患者の濃厚接触者がいる学級等に対する日常の健康観察を強化し、感染拡大の早期把握に努める。

参考様式 健康観察チェック表

(6) 臨時休業中の健康状態の把握について 共通

学校は、インフルエンザ様症状の有無について、健康状態を把握する。

5 情報の集約と伝達

(1)発症情報の集約 <mark>共通</mark>

学校は、児童生徒等が新型インフルエンザ(疑いを含む)と診断された場合、速やかに学校へ連絡するよう、日ごろから児童生徒等及び保護者に周知する。その際、学校の窓口を明確にしておく。また、担任等が集約した情報を一元的に管理できるよう校内体制を整える。

(2) 学校から家庭への連絡 共通

学校は、電話連絡網、学校のホームページ、電子メールの活用など、実情に応じた多様な連絡 方法について工夫・研究し、遺漏なく臨時休業等の連絡が行われるよう体制を整えておく。 なお、その際、個人情報の管理には、十分留意するとともに、保護者に理解を得ておかなければならない。

連絡体制(例) 保護者あて携帯メールの活用

クラスごとにメーリングリストを作成し、学校PCからの一斉送信とクラス別フォルダへの返信をシステム化。未返信者には電話・FAXによる連絡を行う。

電子メールによる一斉連絡が安価で便利であるが、家庭の状況により、利用できない場合は電話による連絡を行う。その際、府立学校にあっては公衆電話等の利用時には小口支払基金を活用する。

6 臨時休業中の生徒指導 共通

学校は、すべての児童生徒等及び家庭に対して、臨時休業措置の目的を周知し、感染拡大防止の観点から、不要不急の外出を自粛するよう本人及び家庭への協力を求める。

また、毒性に応じ、電話や家庭訪問などにより、児童生徒等の状況の把握に努め、弱毒型の場合は、必要に応じて在宅指導を実施するなど、きめ細かな支援を行うとともに、安全確保及び生活指導のため、計画的な巡回指導を実施する。

7 臨時休業中の学習指導、進路指導

(1) 学習指導 共通

学校は、日ごろから、学校のホームページ、電子メールの活用など、多様な連絡方法について研究し、児童生徒等へ遺漏なく家庭学習の指示ができる体制を整える。また、児童生徒等が教員へ質問する方法等についても、児童生徒等及び保護者に周知する。

臨時休業期間中も、児童生徒等の家庭学習の進捗状況を把握し、臨時休業終了後、その間に課した 家庭学習の内容の定着を確認する。

(2) 進路指導 共通

臨時休業期間中においても、生徒等からの進路相談の窓口とその方法を生徒等に示しておく。特に大学の受験や企業等への求人の応募にあたっては、別途教育委員会が作成する依頼文を応募書類に添付するなど、必要に応じて大学や企業等に連絡を行い、生徒等に不利とならないよう随時情報提供に努め、十分配慮する。

8 定期考查、進級卒業判定

(1) 出席停止中又は臨時休業中の生徒等の定期考査

① 強毒型発生時 強

校長は、出席停止中、又は臨時休業措置をとった学級等に在籍する生徒等に定期考査を受験 させてはならない。

なお、当該生徒等の学習評価については、このことにより当該生徒等が不利にならないよう 配慮する。

② 弱毒型発生時 弱

出席停止中又は臨時休業措置をとった学級等に在籍する生徒等に症状が無いことが確認できる場合、保健所及び学校医と相談の上、別室等で適切な配慮のもと、受験を認めるなど生徒等が不利にならないよう対応する。また、受験できなかった生徒等については、このことにより不利とならないよう配慮する。

(2) 進級卒業判定 共通

単位修得の認定にあたっては、定期考査の成績のみでなく、平素の学習態度や出席状況についての観察結果等の資料を活用する。また、可能な限り補充授業やレポート提出等によって補うなど、実情に即して弾力的に運用する。

9 学校再開後の留意事項 共通

学校再開後においては、児童生徒等の健康観察を十分に行うとともに、特に健康や学業に不安を 抱える児童生徒等などについて、精神的な面でのケアを十分に行う。

府立学校においては、臨時休業によって欠けた授業日数は、原則その日数を補うものとする。その補い方については、必要に応じて、府教育委員会高等学校課学事G(府立支援学校においては、支援教育課支援学校G)と協議の上、適切な確保に努めること。

市町村立学校においては、臨時休業によって欠けた授業日(時)数は、各設置者が定めるところにより、適切に対応すること。

10 入学者選抜 共通

新型インフルエンザにり患もしくは新型インフルエンザ様症状を呈した生徒の府立高等学校入 学者選抜受検については、府教育委員会が別に示す要項等に基づき対応する。

11 学校行事、部活動

(1)修学旅行等(短期留学・長期留学、宿泊学習等を含む)

① 強毒型発生時 強

第一段階(海外発生期)にあって、新型インフルエンザの発生国及び周辺地域への修学旅行等を計画している場合は、自粛を含め再検討する。

新型インフルエンザの発生国・周辺地域から帰国した児童生徒等及び入国した留学生が、 検疫法による隔離停留措置や自宅待機要請を受けた場合、当該児童生徒等を出席停止とし、 自宅待機による7日間の健康観察を行う。

また、帰国後7日間以内に新型インフルエンザ様症状が出た場合は、直ちに「発熱相談センター」に連絡の上、「発熱外来」を受診するようあらかじめ指導する。

海外へ留学している児童生徒等には、症状を呈した場合の対応、相談方法、海外の発生情報、帰国する際の相談窓口等の情報を伝える。

国内修学旅行については、第四段階(小康期)まで、臨時休業の状況と整合性を図るものとする。

②弱毒型発生時弱

修学旅行については、第四段階(小康期)まで、隔時休業の状況と整合性を図る。

【第一段階(海外発牛期)】

新型インフルエンザの発生国及び周辺地域への渡航を計画している場合、自粛を含めて 再検討する。

【第二段階(国内発生早期)】

第二段階(国内発生早期)以後に実施する場合は、海外渡航先の最新の感染者情報を収集するなど、危機管理体制の再検討を含め慎重に対応する。留学を予定している家庭へも協力を依頼する。

新型インフルエンザの発生国・周辺地域から帰国した児童生徒等、または、入国した留学生については帰国後7日間の健康観察を行う。

海外へ留学している児童生徒等には、症状を呈した場合の対応、相談方法、海外の発生情報、帰国する際の相談窓口等の情報を伝える。

なお、この期以降、国内の修学旅行等を実施する場合、旅行先や経路を含めた最新の情報をふまえ万全の危機管理体制のもと、感染拡大防止策を講じること。

また、修学旅行等中に感染が確認された場合は、速やかに現地の保健所等に連絡するとともに、府立学校においては、府教育委員会保健体育課に、市町村立学校においては、市町村教育委員会担当課に報告する。

(第三段階)

修学旅行等を実施する場合では、旅行先の最新の感染者情報を入手するなどして、万全 の危機管理体制のもと実施する。

(2) 部活動

① 強毒型発生時 強

府内発生時の活動は全面禁止とする。

② 弱毒型発生時 弱

同一集団において、感染者以外にインフルエンザ様症状を訴える児童生徒等が1名以上発生した場合、当該集団に属する児童生徒等全員の健康観察を行う。

当該集団の活動停止等については、臨時休業の基準を準用する。

(3) 高等学校体育連盟、中学校体育連盟等の大会

① 強毒型発生時 強

府内発生時の大会への参加は全面禁止とする。

② 弱毒型発生時 弱

活動停止中の大会への参加は、原則として禁止とする。ただし、大会主催者が参加を認める場合は、参加可能とする。

12 学校給食 共通

臨時休業による学校給食の停止については、栄養教諭、栄養職員、調理員及び業者等へ速やかに連絡し、それぞれの契約に従い対応する。

13 風評被害防止と人権上の配慮 共通

あらかじめ、感染に起因したいじめや誹謗・中傷が起こらないよう、児童生徒等に対して、正確な情報に基づいて適切に対応できるよう指導する。

ネット上の誹謗・中傷やいじめにより、児童生徒等を被害者にも加害者にもさせない指導についても徹底する。

また、海外からの帰国児童生徒等や海外留学生、国際交流等で来訪した児童生徒等が不当な扱いを受けることのないよう人権に配慮し、適切に対応する。

万一、生起した際には、児童生徒等のこころのケアを十分に行う。

14 教職員の服務 共通

本人が発症した場合は、常勤職員については、病気休暇又は年次休暇、非常勤職員については無給の特別休暇又は年次有給休暇とする。

また、保健所から、感染症法に基づき外出の自粛を要請された場合は、常勤職員については特別休暇(災害)、非常勤職員については有給の特別休暇とする。

Ⅲ 府教育委員会の体制

平成21年5月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)に対しては、府教育委員会内の意志決定と実務執行の迅速化のため、教育長を本部長とする大阪府教育委員会新型インフルエンザ対策本部を設置し、府内の児童生徒等の健康と安全を守るため、全室課が連携して対応した。

府教育委員会としては、この経験を活かし、府健康医療部はもちろん、関係機関との連携、協力のもと、各課の役割分担を明確化し、次のとおり、新型インフルエンザに対応する組織体制等を再構築することとした。

1 府教育委員会新型インフルエンザ対策本部

海外で新型インフルエンザが発生した段階で、教育委員会事務局内各課が一体となって総合的な 対策を推進することを目的として、教育長を本部長とする大阪府教育委員会新型インフルエンザ対 策本部(以下「対策本部」)を設置する。

また、対策本部のもとに、関係各課の実務担当者で構成するワーキンググループを設置し、必要な対策の検討、各課担当業務間の調整を行う。

なお、強毒型の対応をとる場合は、教育委員会事務局職員の参集状況を踏まえ、必要に応じ、関係各課から人員を確保し専任の対策チームを組織する。

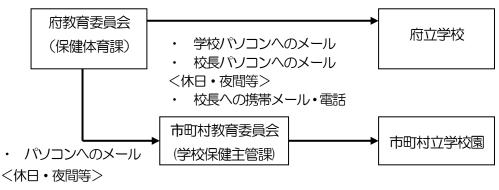
2 関係機関との連携

(1)連絡体制の整備

新型インフルエンザへの対応にあたっては、24時間体制での対応が必要となる場合があることから、府教育委員会として、学校及び関係施設(社会教育施設、社会体育施設、文化施設)との連絡体制を整備する。なお、通知及び事務連絡の発出にあたっては、対策チームまたはワーキンググループで情報を共有し、一元化に努める。

また、学校への休日、夜間等の緊急連絡が必要な場合には、府立学校長及び市町村教育委員 会担当者の携帯電話等への連絡(電話・メール)を行う。

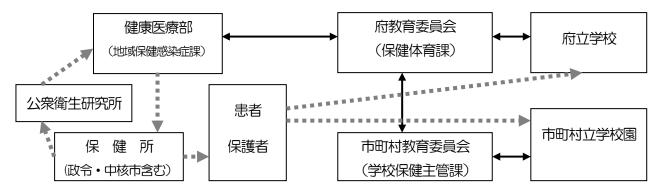
【府教育委員会から府立学校、市町村教育委員会への休業要請の通知等】



緊急連絡網(携帯メール・電話)

【患者情報の提供経路】

第二段階(国内発生早期)にあって、PCR検査を実施し患者の全数を把握している段階



◇ ウイルスが強毒型である場合、集団内での感染拡大を防ぐために必要な情報は、関係機関相互において共有できるものとする。ただし、情報の提供先は最小限にとどめるとともに、情報を受けるものに対して第三者への提供、目的外での利用をしないよう徹底する。

【新型インフルエンザ(A/H1N1型)第三段階の対応】~現在及び今後当面の対応~ 第三段階は、患者の接触歴が疫学調査で追えず、感染拡大防止策が期待できなくなった 段階だが、この段階において、全数にPCR検査が行われなくなった状況にあっては、患 者情報の提供経路を次のとおりとする。 健康医療部 (地域保健感染症課) 「市町村教育委員会 (学校保健主管課) 「市町村立学校園

(2)情報ネットワークの構築

各関係機関で得た情報を共有するため、今後、健康医療部と連携して「情報ネットワーク」を 構築する。

《参考》 府教育委員会が連携する必要のある主な関係課等

総務部危機管理室、府健康医療部地域保健感染症課、府民文化部私学・大学課、市町村保健部局、 市町村教育委員会学校保健主管課、市町村教育委員会学校教育主管課、市町村教育委員会社会教 育主管課、政令市教育委員会学校保健主管課、政令市教育委員会学校教育主管課、政令市教育委 員会社会教育主管課、府所管保健所、政令市所管保健所、中核市所管保健所

3 報道機関への情報提供

府教育委員会からの報道提供は、次のルールにより行う。ただし、ウイルスの毒性や感染力等、 社会に与える影響を踏まえ、柔軟に対応する。

報道提供を行う場合の方法、内容等について、情報主任と協議の上、早急に原案と想定QAを作成し実施。また、政令指定都市教育委員会及び私学・大学課と可能な限り事前調整を行い、統一した対応に努める。報道機関との事前調整が必要な事項(会見時間や場所の設定等)は、原則として情報主任が行う。

また、報道提供した内容については、必要に応じて府立学校等関係機関にも情報提供する。

【報道提供に関するルール】

① 第二段階(国内発生早期)

府内学校園(政令市立及び私立の学校園を除く)の児童生徒等または教職員で、府内 1 例目の感染が確認された場合、速やかに報道提供を行うとともに、教育次長、保健体育課長による記者会見を実施する。

以後は、定時の報道提供を行う。

なお、報道提供を行う時間や回数は、ウイルスの毒性や感染拡大の状況を考慮して適宜変更する。

② 第三段階

府健康医療部が患者の全数把握を停止し、学校園からの連絡のみで状況把握する時点では、 府内学校園(政令市立及び私立の学校園を除く)の臨時休業状況について、報道提供を行う。

なお、感染拡大が進行し、多数の学校園で臨時休業措置が実施された場合には、臨時休業 を行った学校数等の報道提供を行う。

【新型インフルエンザ(A/H1N1型)第三段階の対応】~現在及び今後当面の対応~

今後、ウイルスの毒性や感染力に変化が生じない限り、現行の報道提供に関する ルール(上記2)を継続する。

なお、毒性等に変化が生じた場合には、府健康医療部と調整の上、提供頻度、提供内容等を変更する。

現行の提供内容 : 学校園名、所在地市町村名、休業の態様(学級、学年、学校の別)、期間

4 各課の役割分担

第二段階(国内発生早期)以降の各課の役割分担を下表のとおりとする。 ただし、強毒型の場合は、原則として、一括して対策チームで対応することとする。

だにし、独毎空の場合は、原則として、一括して刈束・ の、割	
役割	担当課(Gはグループ)
臨時休業基準の運用	
児童生徒等、教職員の健康管理	
感染拡大予防対策等	保健体育課保健·給食G
発症等に関する報告	
学校園の臨時休業に関する報告	
学校給食に関する事項	
高等学校体育連盟に関する事項	保健体育課競技スポーツG
中学校体育連盟に関する事項	
高等学校における生徒指導に関する事項	
高等学校における進路指導に関する事項	
高等学校における部活動に関する事項	高等学校課生徒指導G
スクールカウンセリングスーパーバイザーに	
関する事項	
高等学校における学習指導に関する事項	
高等学校における修学旅行・語学研修・国際交流事業	高等学校課教務G
等に関する事項	
高等学校における臨時休業による授業日数確保に関	高等学校課学事G
する事項	Of this
高等学校における学校経営に関する相談窓口	高等学校課学校経営支援G
小中学校における学習指導に関する事項	
公立幼稚園に関する事項	小中学校課教務G
小中学校における修学旅行等学校行事に関する事項	
市町村教委との連携に関する事項	小中学校課学事G
小中学校における生徒指導に関する事項	 児童生徒支援課生徒指導G
中学校における部活動に関する事項	
スクールカウンセラーに関する事項	児童生徒支援課子ども支援G
小中学校における児童生徒のケアに関する事項	7世上に又1次5不丁 こり又1次日
小中学校における進路指導に関する事項	児童生徒支援課進路支援G
府立学校、市町村教委への通知等の発出	教育総務企画課、保健体育課
関係課との調整	我自称幼儿园麻、木健冲目床
所管の社会教育施設・社会体育施設・文化施設に関す	地域教育振興課、文化財保護課
る事項	保健体育課競技スポーツG
府立学校におけるキャンセル料等費用補填関係	教育総務企画課、高等学校課、支援教育課
教職員の服務関係	教職員企画課
支援学校に関する事項	支援教育課
報道対応に関する事項	教育総務企画課広報・議事G
上記以外の事項に関する相談窓口	保健体育課

大阪府健康医療部には政令市と中核市を除く各市町村を管轄する保健所が14ケ所ある。新型インフルエンザの対応については、学校所在地を管轄する各保健所で対応している。

政令指定都市である大阪市、堺市、中核市である高槻市、東大阪市には独立した保健所がある。

保健所名称					ファックス		所管区域	
	池田市満寿美町 3-19	072-751-2990					、箕面市、豊野町、能勢町	
豊中保健所	豊中市中桜塚 4-11-1	06-6849-1721		06-6846-2510			豊中市	
吹田保健所	吹田市出口町 19-3	06-6	339-2225	06-63	339-2058	吹田市	吹田市	
茨木保健所	茨木市大住町 8-11	072-	-624-4668	072-6	623-6856 茨木市		、摂津市、島本町	
枚方保健所	枚方市大垣内町 2-2-2	072-845-3151		072-845-0685 枚5		枚方市	方市	
寝屋川保健所	寝屋川市八坂町 28-3	072-829-7771		072-838-1152		寝屋川	寝屋川市	
守口保健所	守口市梅園町 4-15	06-6	993-3131	06-6993-3136		市口它	守口市、門真市	
四條畷補健所	四條畷市江瀬美町 1-16	072-878-1021		072-876-4484		四條畷市、交野市、大東市		
八尾保健所	八尾市清水町 1-2-5	072-	-994-0661	072-922-4965		八尾市、柏原市		
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181		072-9	939-6479 藤井寺		市、羽曳野市、松原市	
富田林保健所	富田林市寿町 3-1-35	0721-23-2681		0721-24-7940		富田林市、河内長野市、大阪狭山 市、太子町、河南町、千早赤阪村		
和泉保健所	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342		0725-43-9136		和泉市、泉大津市、高石市忠岡町		
岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-	072-422-5681		072-422-7501		岸和田市、貝塚市	
泉佐野保健所	野保健所 泉佐野市上瓦屋 583-1 072-462-770		-462-7701	072-462-5426		泉佐野市、泉南市、阪南市 熊取町、田尻町、岬町		
政令市(大阪市	政令市(大阪市、堺市)、中核市(東大阪市、高槻市)							
大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 大阪市保健所 あべのメディックス 10F		06-6647-0641		1 06-6647-0803		大阪市		
堺市保健所	界市保健所 堺市堺区南瓦町 3-1(市役所内)		072-222-9933		072-222-9876		堺市	
東大阪市保健所	大阪市保健所 東大阪市岩田町 4-3-22-300		072-960-3800		3800 072-960-3806		東大阪市	
高槻市保健所	高槻市城東町 5-7	072-661-		9333	072-661-	1800	高槻市	

報告様式・参考様式一覧

報告様式 1 インフルエンザ患者発生週報

月曜日から日曜日の 1 週間に 1 名以上の患者発生がある場合、その翌日(休日の場合はその翌日)中までに報告してください。(患者とは、新型か季節性かに関わらず、医療機関においてインフルエンザと診断された児童生徒等及び教職員)

報告様式 1-1 府立高等学校用

報告様式 1-2 府立高等専門学校用

報告様式 1-3から 1-5 府立支援学校用

報告様式 1-6から 1-10 市町村教育委員会用

提出先 大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課

方 法 電子メール kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

報告様式2 インフルエンザによる入院患者の発生

入院患者(教職員を含む) を把握した場合は、速やかに報告してください。

報告様式 2-1 府立学校用

報告様式 2-2 市町村教育委員会用

提出先 大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課

方 法 FAXまたは電子メール (アドレスは 1 に同じ)

FAX 06-6941-4815

報告様式3 インフルエンザによる臨時休業について

臨時休業を行う場合は、速やかに報告してください。(休日の場合はその翌日)

報告様式3-1 府立学校用

報告様式3-2 市町村教育委員会用

提出先 大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課

方 法 電話連絡の上、電子メールで送信(アドレスは1に同じ)

TEL 06-6944-9365

報告様式4 クラスターサーベイランス報告

7 日以内に、2 人以上のインフルエンザ患者(疑い例を含む/教職員を含む)を把握した場合、 速やかに報告してください。(休日の場合はその翌日)

報告様式 4-1 4-2 府立学校用

報告様式 4-3 市町村教育委員会用

市町村教育委員会 学校所管保健所

方法学校所管保健所宛 FAX送信後電話連絡(番号はマニュアル参照)

保健体育課宛 FAXまたは電子メール(番号・アドレスは1・2に同じ)

参考様式 健康観察チェック表

健康観察実施の際の参考としてください。